

資料編

1 財政計画策定にあたっての前提条件

財政計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間について、歳入歳出の各項目ごとに、過去の実績等（決算額・決算見込額）に基づき、経済情勢や推計人口を踏まえながら普通会計ベースで推計します。

また、作成にあたっては、合併に伴う国・県からの財政支援措置や合併調整方針による影響額を考慮し、健全な財政運営ができる計画にします。

1) 歳入

①地 方 税	過去の実績等に基づいて、経済情勢や推計人口及び合併調整方針による税率を踏まえ推計します。 また、関テクノハイランド等の大型事業による増収は見込まない。
推計方法	市町村民税 個 人 均 等 割：平成16年度税制改正の標準税率で、推計人口により推計します。 個 人 所 得 割：平成15年度決算見込額をベースに、伸率▲2.0%で推計します。 法 人 均 等 割：平成15年度決算見込額と同額で推移します。 法 人 税 割：平成15年度決算見込額と同額で推移します。 固定資産税 土 地：平成15年度決算見込額をベースに、伸率▲0.5%で推計します 家 屋：平成15年度決算見込額をベースに、伸率▲0.5%で推計します。 償 却 資 産：平成15年度決算見込額と同額で推移します。さらに板取村の減価償却分を毎年25百万円減で見込みます。 軽自動車税 ：平成15年度決算見込額と同額で推移します。 市町村たばこ税 ：平成15年度決算見込額と同額で推移します。 鉱 産 税 ：平成15年度決算見込額と同額で推移します。 入 湯 税 ：平成15年度決算見込額と同額で推移します。 都 市 計 画 税 ：合併調整方針に基づき、平成15年度決算見込額をベースに、伸率▲0.5%で推計します。

②地 方 譲 与 税	過去の実績等に基づいて、今後の道路延長・面積の増加を見込み推計し、所得譲与税は、平成 16 年度に創設されるため同額で推移します。
推計方法	地方道路譲与税 ：平成 15 年度決算見込額をベースに、今後の道路延長・面積の増加を見込み推計します。 自動車重量譲与税 ：平成 15 年度決算見込額をベースに、今後の道路延長・面積の増加を見込み推計します。 所 得 譲 与 税 ：平成 16 年度予算額と同額で推移します。

③利子割交付金	高金利であった平成 2 年～3 年に預け入れられた定額郵便貯金の集中満期を迎えたことにより、ここ数年は一時的に増加しましたが、現在の超低金利や特殊事情のもとでは大幅な増加が見込めないため、過去の実績等に基づいて推計します。
推計方法	平成 15 年度決算見込額をベースに、伸率▲3.0%で推計します。

④配当割交付金	平成 16 年度に創設されるため、同額で推移します。
推計方法	平成 16 年度予算額と同額で推移します。

⑤株式譲渡所得割交付金	平成 16 年度に創設されるため、同額で推移します。
推計方法	平成 16 年度予算額と同額で推移します。

⑥地 方 消 費 税交付金	過去の実績等に基づいて、経済情勢や推計人口を踏まえ推計します。
推計方法	平成 15 年度決算見込額をベースに、近年の経済情勢を踏まえ伸率▲1.0%で推計します。また、推計人口により推計します。

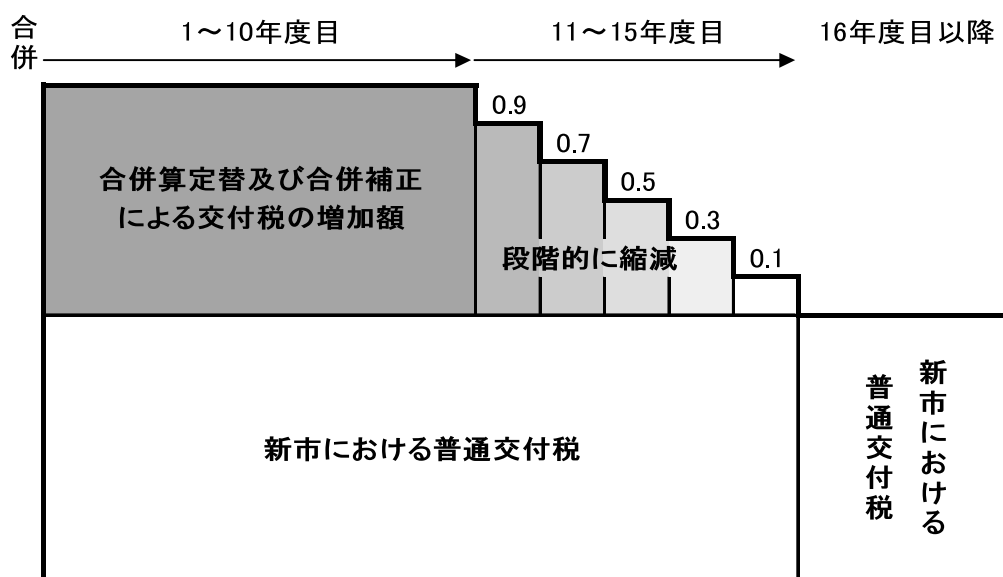
⑦ゴルフ場利用税交付金	過去の実績等と同額で推移します。
推計方法	平成 15 年度決算見込額と同額で推移します。

⑧自 動 車 取 得 税交付金	過去の実績等に基づいて、推計人口により推計します。
推計方法	平成15年度決算見込額をベースに、推計人口により推計します。

⑨地 方 特 例交付金	恒久的減税による地方税減収見込額の概ね 4 分の 3 が交付されるため、地方税（市町村民税・個人所得割）と整合をとりながら推計します。
推計方法	平成 15 年度決算見込額をベースに、伸率▲2.0%で推計します。

⑩地 方 交 付 税 〔1〕普通交付税	現行の交付税制度を基本として、地方債（合併特例債や過疎債など）の元利償還金にかかる交付税需要額を加算して推計します。また、合併の特例措置である合併算定替 [※] により算定します。
推計方法	経 常 経 費：平成 15 年度算定額をベースに、平成 16 年度は三位一体改革を考慮し、その後は伸率▲1.0%で推計します。 投 資 的 経 費：平成 15 年度算定額をベースに、平成 16 年度は三位一体改革を考慮し、その後は伸率▲2.0%で推計します。 事業費補正分：各年度の元利償還金算入分を見込みます。 公 債 費：各年度の元利償還金算入分を見込みます。 基準財政収入額：各年度の税額に、基準税率を乗じて推計します。 臨 時 的 経 費：合併直後の臨時的経費（行政の一体化及び住民負担水準の格差是正に要する経費）に対する財政措置として、普通交付税に上乗せされる 1,120 百万円は、平成 17 年度から平成 21 年度の各年度に 224 百万円それぞれ加算します。

参考：普通交付税の算定の特例（合併算定替及び合併補正）



普通交付税（合併補正）の算式（上限：30 億円）

$$\frac{(\text{① 1 億円} + \text{② 5 千円} \times \text{合併後人口}) \times (\text{③ } 1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) \div 4)}{\text{①} \quad \text{②} \quad \text{③}}$$

$$(\text{① 固定経費}) + (\text{② 合併後人口に応じた経費}) \times (\text{③ 合併関係市町村数補正}) \\ = (1 \text{ 億円} + 5 \text{ 千円} \times 92,061 \text{ 人}) \times (1 + (6 - 2) \div 4) \div 11.2 \text{ 億円}$$

⑩地方交付税 〔2〕特別交付税	合併市町村に対する包括的な支援措置として特別交付税に上乗せされる 460 百万円は、平成 17 年度に 230 百万円、平成 18 年度に 138 百万円、平成 19 年度に 92 百万円それぞれ加算します。
推計方法	平成 15 年度決算見込額をベースに、平成 16 年度は▲6.5%を乗じ、その後は伸率▲1.0%で推計します。

特別交付税（包括的支援措置）の算式

$$(\text{2 億円} + \text{2 千円} \times \text{増加人口}) \times \text{補正係数}$$

増加人口は 10 万人を上限とする。
各年度の加算割合は、「1 年目：10 割、2 年目：6 割、3 年目：4 割」

増加人口÷合併後人口	補正係数
20%未満	1.00
20%以上 40%未満	1.25
40%以上	1.50

$$\text{増加人口} \div \text{合併後人口} = 17,623 \div 92,061 \div 19.1\% \\ (\text{2 億円} + \text{2 千円} \times 17,623 \text{ 人}) \times 1.00 \div 2.3 \text{ 億円}$$

*合併算定替

合併後の 10 年間の普通交付税は、6 市町村が合併しなかったと仮定した場合に算定される額の合算額が保障され、さらに 5 年間は、激変緩和措置があります。

⑪交通安全対策 特別交付金	過去の実績等と同額で推移します。
推計方法	平成 15 年度決算見込額と同額で推移します。

⑫分 担 金 及 び 負 担 金	過去の実績等に基づき、新市建設計画の主要事業や合併調整方針を踏まえて推計します。
推計方法	分担金 ：新市建設計画における主要事業により推計します。 負担金 ：平成 14 年度決算額をベースに、社会福祉事業等の充実分として伸率 1.0%で推計します。また、関市分の中小企業退職金共済事業の影響分として、毎年 6 百万円を減じます。

⑬使 用 料 及 び 手 数 料	過去の実績等に基づき、合併調整方針を踏まえて推計します。
推計方法	使用料 授 業 料：平成 14 年度決算額と同額で推移します。 保 育 料：平成 14 年度決算額をベースに、年少推計人口により推計します。また、合併調整方針を踏まえて推計します。 住宅使用料：平成 14 年度決算額と同額で推移します。 そ の 他：各種施設の使用料等は、平成 14 年度決算額をベースに、伸率 1.0%で推計します。また、合併調整方針を踏まえて推計します。 手数料 法 定 事 務：平成 14 年度決算額と同額で推移します。 自 治 事 務：平成 14 年度決算額と同額で推移します。

⑭国 庫 支 出 金	過去の実績等に基づき、推計人口及び新市建設計画の建設事業により推計します。また、合併市町村補助金 540 百万円は、平成 17 年度・18 年度に 270 百万円づつ加算します。
推計方法	生 活 保 護 費 ：過去 3 年間（平成 12～14 年度）の決算額の伸率により推計します。 児 童 保 護 費 ：平成 14 年度決算額をベースに、推計人口や三位一体改革を考慮し推計します。 老 人 保 護 費 ：平成 14 年度決算額をベースに、推計人口により推計します。 普通建設事業費 ：新市建設計画の主要事業により推計します。 災害復旧事業費 ：過去 3 年間（平成 12～14 年度）の決算額の平均と同額で推移します。 委 託 金 ：過去 3 年間（平成 12～14 年度）の決算額の平均と同額で推移します。 そ の 他 ：過去 3 年間（平成 12～14 年度）の決算額の平均と同額で推移します。

参考：合併市町村補助金

次の表に基づいて、合併関係市町村ごとに算出される額の合計額です。

関市 70 百万円、武芸川町 30 百万円、洞戸村・板取村・武儀町及び上之保村は各 20 百万円、6 市町村合計 180 百万円で、合併年度及びそれに続く 2 年間で総額 540 百万円が交付されます。

関係市町村人口（人）	金額（百万円）
～ 5,000	20
5,001 ～ 10,000	30
10,001 ～ 50,000	50
50,001 ～ 100,000	70
100,001 ～	100

⑮県 支 出 金	過去の実績等に基づき、推計人口及び新市建設計画の建設事業により推計します。また、合併市町村支援交付金 900 百万円は、平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間に各 180 百万円加算します。
推計方法	児 童 保 護 費：平成 14 年度決算額をベースに、推計人口や三位一体改革を考慮し推計します。 委 託 金：過去 3 年間（平成 12～14 年度）の決算額の平均と同額で推移します。 普通建設事業分：新市建設計画の主要事業により推計します。 その他の国庫財源を伴うもの ：過去 3 年間（平成 12～14 年度）の決算額の平均と同額で推移します。 その他の県費のみのもの ：過去 3 年間（平成 12～14 年度）の決算額の平均と同額で推移します。

参考：合併市町村支援交付金

5 億円＋（合併関係市町村数（6 市町村）－2）×1 億円＝9 億円

⑯財 産 収 入	過去の実績等に基づき推計します。
推計方法	財産運用収入：過去 3 年間（平成 12～14 年度）の決算額の平均と同額で推移します。また、合併特例債により造成する基金運用を見込みます。 財産貸付収入：過去 3 年間（平成 12～14 年度）の決算額の平均と同額で推移します。

⑰寄 附 金	過去の実績等に基づき推計します。
推計方法	過去 3 年間（平成 12～14 年度）の決算額の平均と同額で推移します。また、板取村の中部電力からの寄附金を加算します。

⑱繰入金	過去の実績等に基づいて推計します。また、年度間の財源調整を行います。
推計方法	基金取崩分 ：職員退職手当基金は、各年度の退職者数により推計します。財政調整基金・減債基金については、年度間の財源調整をするため効率的に活用します。 その他繰入 ：過去３年間（平成 12～14 年度）の決算額の平均と同額で推移します。

⑲諸収入	過去の実績等に基づいて推計します。
推計方法	過去３年間（平成 12～14 年度）の決算額の平均と同額で推移します。

⑳地方債	新市建設計画の主要事業に基づく合併特例債・通常分・過疎対策事業債を見込むとともに、各年度の減税補てん債及び臨時財政対策債により推計します。
推計方法	合併特例債 ：新市建設計画に基づく建設事業分を約 126.5 億円見込みます。また、基金造成分約 34.8 億円は、合併初年度に一括で借入れることで推計します。 通常分 ：新市建設計画に基づく建設事業により推計します。 減税補てん債 ：平成 15 年度発行額と同額で推移します。 臨時財政対策債 ：平成 15 年度発行額をベースに、平成 16 年度は▲28.6 %を乗じ、その後は同額で推移します。 過疎対策事業債 ：新市建設計画に基づく建設事業により推計します。

参考：過疎対策事業債

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進計画（洞戸村、板取村、武儀町、上之保村において策定）に基づき実施する事業に充当することができます。

対象となる施設は、地域の振興を図るために必要な市町村道、農林道、観光レクリエーション施設、簡易水道、下水道、消防施設、介護施設、保育所、保健センター、診療施設、集会施設などです。

充当率は原則として 100%ですが、簡易水道、下水道、介護施設、診療施設などは 50%で、その元利償還金の 70%が普通交付税の基準財政需要額に実額算入されます。

2) 歳出

①人 件 費	退職者の補充を抑制することによる一般職の職員数の減少を見込みます。 また、合併による特別職や議員及び各種委員などの減少を見込んで推計します。
推計方法	議 員 報 酬：合併調整方針による議員報酬額にて推計します。 委 員 等 報 酬：合併調整方針による委員報酬額にて推計します。 また、嘱託職員は合併調整方針により削減して推計します。 特 別 職 の 給 与：関市の特別職給与と同額で推移します。 職 員 給 給 料：合併調整方針による給与格差調整とベアゼロにて推計します。 また、職員数は、10年間で150名を削減し推計します。 期 末 勤 勉 手 当：各年度の給料に一定割合を乗じます。 管 理 職 手 当：平成14年度決算額と同額で推移します。 そ の 他 手 当：平成14年度決算額をベースに、推計職員数により推計します。 共 済 組 合 負 担 金：各年度の給料に一定割合を乗じます。 退 職 金：定年退職による人員により推計します。 恩給及び退職年金：平成14年度決算額と同額で推移します。 災害補償費・職員互助会補助金 ：平成14年度決算額をベースに、推計職員数により推計します。 その他の人件費：職員互助会負担金は、給料に対する一定割合とします。また、事業費支弁に係る人件費は考慮しません。

②扶 助 費	過去の実績等に基づき、推計人口により推計します。
推計方法	平成14年度決算額をベースにし、平成15年度に創設された支援費分、平成16年度から拡充される児童手当分を見込み、推計人口により推計します。

③公 債 費	合併年度までの地方債に係る元利償還金と、新市建設計画に基づく合併特例債などの新たな地方債の発行による元利償還額を見込んで推計します。
推計方法	平成14年度以前の地方債に係る元利償還額と、平成15年度の地方債は決算見込額で、平成16年度新規発行地方債は主要事業により見込み、元利償還額を推計します。 また、平成17年度以降の新規発行地方債は、新市建設計画の事業により元利償還額を推計します。 各地方債の借入条件は、政府資金による事業区分の償還年を適用し、利率は直近の政府資金利率とします。また、縁故債分は、半年賦元利均等償還15年（据置3年）、利率は1.0%とします。

④物 件 費	過去の実績等に基づき、合併による事務経費などの削減効果を見込んで推計します。 ただし、合併直後は、合併に伴い必要となる臨時的な経費を加算します。
推計方法	賃 金：臨時事務職員は、合併調整方針により削減して推計します。また、その他の賃金は平成 14 年度決算額と同額で推移します。 旅 費：平成 14 年度決算額をベースにし、推計職員数により推計します。 交 際 費：関市分の平成 14 年度決算額と同額で推移します。 需 用 費：合併に伴う削減効果として、平成 14 年度決算額ベースに、伸率▲1.0%にて推計します。ただし、合併直後の臨時的経費・増嵩する経費に対応するため、地方交付税の臨時的経費（合併補正分）や包括的支援措置分と同額を加算します。普通交付税の臨時的経費加算額は、平成 17 年度から 21 年度までの各年度に 224 百万円。特別交付税分の包括支援措置として、平成 17 年度 230 百万円・平成 18 年度 138 百万円・平成 19 年度 92 百万円を加算します。 役 務 費：公共施設等の統廃合による削減効果として、平成 14 年度決算額をベースに、伸率▲1.0%にて推計します。 備品購入費：平成 14 年度決算額と同額で推移します。 委 託 料：職員数の減少により委託業務が増加すると見込まれるため、平成 14 年度決算額をベースに、伸率 1.0%にて推計します。 そ の 他：平成 14 年度決算額と同額で推移します。

⑤維 持 補 修 費	過去の実績等に基づき推計します。
推計方法	大規模な改修については普通建設事業に計上するため、簡易な修繕経費として、平成 14 年決算額と同額で推移します。

⑥補助費等	過去の実績等に基づき、合併調整方針を踏まえて推計します。
推計方法	国、県に対する負担金：平成 14 年度決算額と同額で推移します。 一部事務組合に対する負担金 中 濃 消 防 分：平成 14 年度決算額をベースに、人件費はベアゼロとして推計します。公債費と建設事業の負担分は中濃消防組合の推計によります。物件費は各年度 1.0%減とします。その他は、平成 14 年度決算額と同額で推移します。また、防災無線のデジタル化整備分を別途計算して計上します。 中 濃 広 域 分：焼却炉の償還金とそれに伴う交付税算入分は別途計算して計上します。その他の経費は中濃消防に準じます。 その他の一部事務組合：平成 14 年度決算額と同額で推移します。 補助交付金：平成 14 年度決算額と同額で推移しますが、各種団体等への単独補助金については、平成 18 年度に 15%減じ、以後同額で推移します。 その他：平成 14 年度決算額と同額で推移します。また、特殊な事情があるもの（関テクノハイランドの上水道負担金等の償還など）は、別途加算します。

⑦積立金	新市の一体化促進のための振興基金造成分の積立金を見込みます。また、各年度における余剰金等の積立ても見込みます。
推計方法	新市振興の基金造成分の積立てを、平成 17 年度に 3,660 百万円見込みます。 また、職員退職基金への積立金は、合併後 20 年間の退職者を考慮し、毎年一定額を積立てます。 財政調整基金・減債基金の積立金は、各年度の剰余金の範囲で翌年度の繰越金等を考慮しながら積立てます。 その他の積立金は考慮しません。

⑧投資及び出資金	過去の実績等に基づいて推計します。
推計方法	平成 14 年度決算額と同額で推移します。

⑨貸付金	過去の実績等に基づいて推計します。
推計方法	平成 14 年度決算額と同額で推移します。

⑩繰 出 金	過去の実績等に基づき、各特別会計の保険料・使用料などの合併調整方針を踏まえて、推計します。
推計方法	市場事業特別会計 事務費分：平成 14 年度決算額と同額で推移します。 公債費分：合併前の借入金に係る元利償還額に対する繰出金を計上します。 建設費分：新市建設計画の建設事業費に対する繰出金を計上します。 食肉センター特別会計 事務費分：平成 14 年度決算額と同額で推移します。 公債費分：合併前の借入金に係る元利償還額に対する繰出金を計上します。 建設費分：新市建設計画の建設事業費に対する繰出金を計上します。 下水道事業特別会計 事務費分：平成 14 年度決算額をベースに、合併による経費削減を見込み、伸率▲1.0%で推計します。また、使用料の合併調整方針による財政負担を加算します。 公債費分：合併前の借入金と新市建設計画に基づく新規発行地方債の元利償還額に対する繰出金を見込みます。 建設費分：新市建設計画の建設事業費に対する繰出金を計上します。 国民健康保険事業特別会計 事務費分：平成 14 年度決算額をベースに、合併による経費削減を見込み、伸率▲1.0%で推計します。 医療費等：平成 14 年度決算額をベースに、推計人口により推計します。 直 診 分：平成 14 年度赤字補てん分の決算額を同額で推移します。 老人保健医療事業特別会計 事務費分：平成 14 年度決算額をベースに、合併による事務費減を見込み伸率▲1.0%で推計します。 医療費等：平成 14 年度決算額をベースに、高齢者推計人口により推計します。 介護保険事業会計 事務費分：平成 14 年度決算額をベースに、合併による経費削減を見込み伸率▲1.0%で推計します。 医療費等：平成 14 年度決算額をベースに、高齢者推計人口により推計します。 簡易水道事業会計 事務費分：平成 14 年度決算額をベースに、合併による経費削減を見込み、伸率▲1.0%で推計します。また、使用料の合併調整方針による財政負担を加算します。 公債費分：合併前の借入金と新市建設計画に基づく新規発行地方債の元利償還額に対する繰出金を見込みます。 建設費分：新市建設計画の建設事業費に対する繰出金を計上します。

⑪普通建設事業費	過去の実績等と新市建設計画に基づく建設事業により推計します。
推計方法	新市建設計画の建設事業費を計上します。ただし、計画に計上されない大規模修繕や補修などの毎年必要な事業費についても、過去の実績を勘案して推計します。 補助事業：新市建設計画に基づき事業費を計上します。 単独事業：新市建設計画に基づき事業費を計上します。 新市建設計画の補足漏れや大規模修繕及び補修などの毎年実施される普通建設事業費を毎年一定額見込んで加算します。 県営事業負担金：新市建設計画に計上する県主要事業の負担金に基づき推計します。

⑫災害復旧費	過去の実績等に基づいて推計します。
推計方法	過去の3年間（平成12～14年度）の決算額の平均と同額で推移します。

参考：合併特例債と地方交付税の加算措置

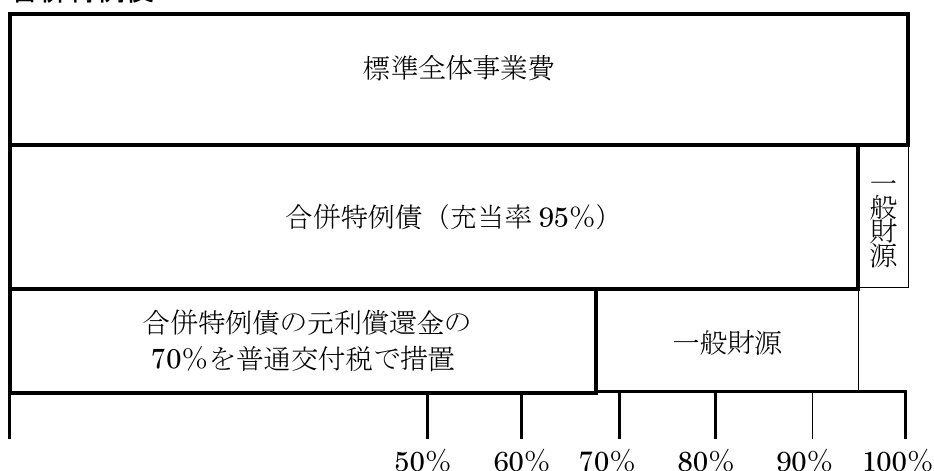
1. 合併特例債について

合併特例債の対象は、新市建設計画に基づいて実施される合併市町村の一体性確保に資する道路・公園や合併市町村の行政サービスの格差を是正するために整備される公共施設などです。

合併特例債は、合併後の10年間に実施する新市建設計画に基づくハード事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費、合併市町村振興のための基金造成分に充当できます。

合併特例債の充当率は、合併市町村の規模などにより算出された標準全体事業費のおおむね95%で、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

合併特例債



2. 合併特例債の試算

起債可能事業費	約 355.7 億円	(標準全体事業費と標準基金規模の上限の合計)
起債可能額	約 337.9 億円	(起債可能事業費×95%)
普通交付税算入額	約 236.5 億円	(起債可能額×70%)

合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置

標準全体事業費	約 319.1 億円	(合併後 10 年間の事業費の合算額)
起債可能額	約 303.1 億円	(標準全体事業費の 95%)
普通交付税算入額	約 212.2 億円	(起債可能額の 70%)

標準全体事業費算式

$$180 \text{ 億円} \times (\text{合併後人口} \div 10 \text{ 万人} \times a + b) \times (\text{増加人数} \div 1 \text{ 万人} \times c + d) \times e$$

- ・ 合併後人口 …… 92,061 (平成 12 年国勢調査 6 市町村合計)
- ・ 増加人口 …… 17,623 (平成 12 年国勢調査 5 町村合計)
- ・ a の数値 …… 0.714 (3 万人を越え 10 万人以下)
- ・ b の数値 …… 0.286 (3 万人を越え 10 万人以下)
- ・ c の数値 …… 0.167 (1 万人を越え 5 万人以下)
- ・ d の数値 …… 0.833 (1 万人を越え 5 万人以下)
- ・ e の数値 …… 1.667 (2-2÷合併関係市町村数)

$$= 180 \text{ 億円} \times (92,061 \text{ 人} \div 10 \text{ 万人} \times 0.714 + 0.286) \times (17,623 \text{ 人} \div 1 \text{ 万人} \times 0.167 + 0.833) \times 1.667 \div 319.085 \text{ 億円}$$

合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置

標準基金規模	約 24.4 億円	
標準基金規模の上限の目安	約 36.6 億円	標準基金規模の 1.5 倍
起債可能額	約 34.8 億円	基金の上限額×95%

標準基金規模算式

$$3 \text{ 億円} \times \text{合併関係市町村数} + 1 \text{ 万円} \times \text{増加人口} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口} \\ = 3 \text{ 億円} \times 6 + 1 \text{ 万円} \times 17,623 \text{ 人} + 5 \text{ 千円} \times 92,061 \text{ 人} \div 24.365 \text{ 億円}$$

3. 合併直後の臨時的経費に係る普通交付税の加算措置

11.2 億円 (5 年間の合計額：通常の普通交付税に上乗せ)

普通交付税臨時的加算計算式

$$(1 \text{ 億円} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後市町村人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村} - 2) \div 4) \\ = (1 \text{ 億円} + 5 \text{ 千円} \times 92,061 \text{ 人}) \times (1 + (6 - 2) \div 4) \div 11.206 \text{ 億円}$$

4. 市町村合併による特別交付税の加算措置

4.6 億円（合併後3年間の合計額 1年目：2.3 億円の10割、2年目：2.3 億円の6割、3年目：2.3 億円の4割の交付となる）

特別交付税措置額の計算式

（2 億円＋2 千円×増加人口）×補正係数

補正係数とは、増加人口÷合併後人口 20%未満のとき 1.0

＝（2 億円＋2 千円×17,623 人）×1.0÷2.3 億円

参考

合併市町村名	平成 12 年国勢調査人口（人）
関 市	74,438
洞 戸 村	2,316
板 取 村	1,921
武芸川町	6,683
武 儀 町	4,220
上之保村	2,483
合 計	92,061



初夏の清流